

平成27年(2015年)7月13日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市個人情報保護審議会  
会長 菅尾英文

臨時福祉給付金給付業務及び子育て世帯臨時特例給付金給付業務に係る  
オンライン結合による提供の制限について(答申)

平成27年6月25日付で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。  
なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

## 記

### 適当と認める理由等

#### 1 給付金システム導入の必要性について

本市では、本年度の給付金給付事務にあたり、申請書作成から受付、審査、支給までを一括で業務委託することにより、事務の正確性と効率性を図ろうとしています。

給付金支給に当たって、給付金システムを導入し、委託先業者と本市をLGWANで接続し、委託業者のホストサーバに住民情報及び税情報を置きます。その情報に基づき、両給付金の支給対象者を絞り込みます。例えば、臨時福祉給付金の申請に当たっては、事前に市側で市県民税の課税状況等を確認し、対象と見込まれる方を絞り込むことによって、市民に受給資格の有無等で無用な混乱を招くことがないように対策を図っています。

また、子育て世帯臨時特例給付金の申請においても、委託先のシステムから児童手当受給のための所得要件を確認することで、確実に効率的な受給権者の資格審査が可能となります。

よって、給付金システムを導入することについては、事務を遂行する上で公益上必要であると認められます。

#### 2 目的外利用及び外部提供並びにオンライン結合の適否について

平成27年度市県民税の課税及び所得に関する税情報を支給対象者の確認と資格要件審査に利用することは、目的外利用であり、そのデータを事業者のシステムサーバに保管することは外部提供に当たると解されます。

しかしながら、両給付金の制度上、適正な給付金事務を行うため、委託先業者が給付金システムにおいて税情報を利用する必要があり、やむを得ないと考えます。

本市が使用するLGWANは、関係行政庁以外の者は情報にアクセスできない専用回線であり、外部からの接続・侵入ができないLGWANであることから、セキュリティ

対策が施されているため、適当と認めます。

### 3 本人通知の省略について

両給付金事務において、情報を外部提供しても給付金の受給という観点から見れば、対象者に不利益が生じないこと及び対象者が約20万人と極めて多数であることから、本人通知を省略することもやむを得ないと考えます。

### 4 審議会からの意見

外部提供した個人情報が、持ち出されたり、誤って第三者に提供されないよう適正に取り扱うとともに、給付事業終了後は委託業者が確実に個人情報を処分するよう指導及び管理の徹底を行うことを申し添えます。